

2020年5月1日

総務大臣 高市 早苗 様

日本自治体労働組合総連合

中央執行委員長 桜井 真吾



新型コロナウイルス感染症への対応に係る緊急要請書

地方公務員の賃金・労働条件の改善に向けたご努力に敬意を表します。

新型コロナウイルス（以下「ウイルス」）感染の急速な拡大を受けて、4月7日に安倍首相は、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法法律に基づく「緊急事態宣言」を出し、4月16日には対象区域を全国に拡大しました。

感染者は増加の一方であり、4月15日には日本医師会の横倉会長が会見を行い、「N95マスクやフルフェイスシールド不足のため、感染患者に対応できない施設が増えている。医療従事者が感染することで、医療崩壊が起きる可能性が強い」と訴えており、東京など大都市圏では借り上げたホテルへ軽症者を移送する作業も行われています。

地方自治体の現場では、職員への感染拡大により庁舎の全面閉鎖に追い込まれた市役所も現れ、住民のいのちと暮らしを守る業務体制の維持が喫緊の課題となっています。一方で、利用中止となる老人保健施設や休所している保育所や学童保育施設も現れており、仕事と家庭生活の両立に影響が出ています。

この緊急事態に対応するため、以下の項目について真摯に検討されるよう要請します。

記

1 地方自治体の業務遂行に関する事項

地方自治体が優先して処理すべき i) 住民の生命、生活の保障 ii) 公共交通・水道・下水道などライフラインの確保 iii) 医療・公衆衛生などの業務体制を確保するため、縮小・休止すべき業務などの振り分け基準となる業務継続計画（BCP）の作成を援助すること。

2 職員の賃金・労働条件に関する事項

① ウイルス感染症に關係する検査・治療・看護・相談等の業務について業務の特殊性・危険性を考慮した特殊勤務手当を支給するよう、地方自治体及び病院管理者に周知徹底とともに、財政措置内容を明確にすること。

- ② ウイルス感染症対策の長期化が見込まれる中で、感染者に関する業務に従事したすべての職員に対して、健康管理の徹底及び精神的ケア（PTSD 対策など）を定期的に実施するよう、地方自治体や病院管理者に働きかけること。
- ③ ウイルス感染の恐れがある業務に従事した職員が感染した場合、速やかに公務災害（労働災害を含む）の申請手続き及び認定がすすめられるよう、地方自治体及び病院管理者、関係機関に働きかけること。また、感染経路の確定や調査の時間を費やすのでなく労働者保護の観点を優先すること。
- ④ 厚生労働省の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた妊娠中の女性労働者等への配慮について」の主旨を踏まえ、妊娠中の女性職員に対する感染拡大防止策（在宅勤務や時差出勤）を講じるよう地方自治体へ働きかけること。
- ⑤ 保育所・放課後児童クラブの登園・登所自粛及び休園に伴う子の世話、老人保健施設等が利用中止になった際の介護に必要な休暇制度を整備するよう地方自治体に働きかけること。

3 特別定額給付金（仮称）事業に関する事項

- ① 特定定額給付金（仮称）事業については、すでに地方自治体に住民から多くの問い合わせが寄せられており、事業の内容・申請窓口や申請手続き等について、速やかに情報提供を行うこと。
- ② 窓口での申請手続きによる「3密」を生じさせない対応とすること。手続きの方法については、郵送またはマイナンバーカードを要しないWEB申請を行うこと。
- ③ 地方自治体の事務処理に必要な人員を確保するとともに、必要な財源を保障すること。
- ④ 地方自治体が職員の特定定額給付金（仮称）を他の目的に流用したり、財源不足を理由とした賃金削減を行わないよう対応すること。

4 感染症対策を前提とした災害対策に関する事項

災害発生時の避難所などは、感染症の流行を前提とした基準となっておらず、ウイルス感染症などのクラスターとなる可能性が高い。感染症の流行を前提とした基準に改めるとともに、必要な財政措置を行うこと。

以上